

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	60 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	58 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私が20歳になった頃から父親に国民年金に加入するように言われていた。金銭的に余裕ができた頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は6か月分か1年分を同市役所か金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無いほか、保険料を複数年にわたり前納しており、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿索引票によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入対象者の資格取得状況から、昭和51年6月頃にA市役所で行われ、その際に資格取得日を遡って20歳到達時である46年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、49年4月から50年3月までの保険料は、過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、加入手続後に納付書により申立期間の保険料をA市役所か金融機関でまとめて2年分納付したとしているところ、i) 同市役所では、申立期間当時、過年度保険料の納付勧奨を行うとともに、過年度納付書を作成・発行し、金融機関で納付するよう案内していたとしていること、ii) 申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和50年度の保険料が過年度納付されていることから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人が、申立期間の

うち、過年度納付が可能な昭和49年4月から50年3月までの保険料も同年度の保険料と一緒にまとめて過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

妻がA市役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取った。申立期間の国民年金保険料はどのように納付したか覚えは無いが、納付書が届けば全部納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く27年余りの国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、かつ、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人の保険料の納付を行っていたとする妻は、昭和52年3月に国民年金に任意加入してから平成23年\*月(60歳到達時)までの33年余りの国民年金加入期間において、保険料の未納は無く、そのうち、10年4月以降は前納により、14年4月以降は口座振替により、保険料を納付していることから、妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年8月30日にA市において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、その手続の際に資格取得日を遡って57年10月30日とする事務処理が行われたものとみられる。その加入手続時を基準とすると、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

加えて、オンライン記録によれば、昭和59年9月10日に納付書が作成されていることが確認できる上、申立期間直後の58年4月から59年3月までの保

険料は、同年12月10日に遡ってまとめて納付されており、同年4月から同年9月までの保険料は、同年9月28日にまとめて納付されていることが確認できることから、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった妻が、過年度納付が可能な申立期間の保険料についても納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から8年7月まで  
② 平成10年9月から14年8月まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②における標準報酬月額が低くなっていることが分かった。

私は、申立期間①及び②における給与についても、当該期間前の給与と同じ額が支払われていた記憶があるので、当該期間に係る標準報酬月額を給与額に見合う額（申立期間①は53万円、申立期間②は41万円）に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同様に平成6年6月から申立期間に係る標準報酬月額が減額されている複数の同僚から提出された支払明細書及び給与明細書（以下「給与明細書」という。）によると、複数の同僚は、当該期間においておおむね減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、当該給与明細書によると、複数の同僚は、申立期間①における給与総支給額がおおむね減額前の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。ところ、申立人についても当該期間直後の平成8年8月の標準報酬月額が月額変更により41万円と記録されていることから、申立人が当該期間において、少なくとも41万円の標準報酬月額に見合う給与額を事業主から支払われていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、少なくとも平成8年8月と同額の標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同様の取扱いであった複数の同僚の給与明細書により推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、複数の同僚から提出された給与明細書によると、複数の同僚は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社は、平成10年に定年を迎えた申立人を継続して雇用するにあたり、雇用保険の高年齢雇用継続給付金制度を利用する関係から申立人の給与総支給額及び標準報酬月額を引き下げた上、保険料控除は引き下げ後の標準報酬月額に基づいて行っていた旨回答している。

さらに、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の平成10年6月から同年8月までの給与総支給額は30万円と記載されており、オンライン記録の申立期間に係る標準報酬月額（引き下げ後の30万円）と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5712

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から10年9月まで

私はA社で役員であったが、事務はやっておらず、現場一筋だった。標準報酬月額が低い期間があるので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、59万円と記録されていたところ、平成9年1月27日付け及び10年2月3日付けで、遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の元事業主（申立人の弟）及び経理担当者（元事業主の妻）も申立人と同様に、標準報酬月額を遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社から提出された諸給与支払内訳明細書によると、申立人は、申立期間において59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

加えて、A社の元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を引き下げることにより、滞納保険料が相殺されるという指導を受け、申立人の同意を得ることなく引き下げを行った。」と証言している。

なお、申立人は、当該遡及訂正処理当時、A社の取締役であったものの、元事業主が「申立人は、親族ではあったが現場作業中心で、経営面への関与はなかった。」と証言しており、当時の従業員二人も「申立人は、現場作業をしており、事務のことは知らなかったと思う。」と証言していることから、申



立人は、当該遡及訂正処理について関与していないと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年1月27日付け及び10年2月3日付けで行われた当該遡及訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、申立人の標準報酬月額について、遡って減額訂正を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成8年1月から同年8月までは44万円、同年9月は47万円、9年10月から10年1月までは44万円、13年4月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成16年2月まで

申立期間に係る標準報酬月額について、A社勤務中に同社から受けた給与額及び当該給与から控除された厚生年金保険料額に見合うものと合致しない。給与明細書は一部期間のものしかないが、調査の上適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年8月、同年9月、9年10月から10年1月までの期間及び13年4月については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書により、申立人が主張するとおり、オンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、平成8年8月は44万円、同年9月は47万円、9年

10月から10年1月までは44万円、13年4月は47万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成8年1月から同年7月までの期間については、申立人から提出された銀行口座履歴により、当該期間における申立人の給与振込額は、ほぼ一定であることが確認できる上、同年7月の給与振込額は、直後の月（同年8月）の給与明細書で確認できる給与手取り額（振込額）と近似していること等から、申立人は当該期間において、同年8月と同額の標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与明細書及び銀行口座履歴により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成8年10月から9年9月までの期間、11年10月から12年10月までの期間、13年5月、同年6月、同年9月、14年5月、同年7月及び同年8月については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書により、申立人の当該期間に係る給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

- 4 申立期間のうち、平成10年2月から11年9月までの期間、12年11月から13年3月までの期間、同年7月、同年8月、同年10月から14年4月までの期間、同年6月及び同年9月から16年2月までの期間については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書により、申立人は当該期間においてオンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、事業主は、「平成10年2月から16年2月までの期間に給与から控除した保険料については、オンライン記録による標準報酬月額に基づく厚生年金保険料との差額を精算し、申立人に返金している。」と証言しているところ、申立人から提出された平成16年3月の給与明細書には、項目が記されていない4件の支給額が記載されており、それぞれの金額は、事業主が保管する資料において厚生年金保険料、健康保険料、市民税額、平成15年度還付金として申立人に返還した金額の記録と一致するとともに、当該厚生年金保険料については、届け出られた標準報酬月額に基づく保険料の合計と、実際に控除された金額の合計との差額と一致することが確認でき

る上、申立人から提出された銀行口座履歴により、当該還付金が16年4月12日付けでA社から申立人の口座に入金されていることが確認できる。

また、上記の保険料返金後の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

- 5 申立期間のうち、昭和60年10月から62年5月までの期間については、給与振込額を確認できる銀行口座履歴が無く、また、申立期間のうち、同年6月から平成5年5月までの期間については、申立人は、「給与は手渡しされていた。」と主張している上、申立人から提出された銀行口座履歴においてもA社からの給与振込額を確認できない。

一方、当該期間のうち、昭和62年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された「昭和62年分の所得税の確定申告書」により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

- 6 申立期間のうち、平成5年6月から7年12月までの期間については、申立人から提出された銀行口座履歴により、当該期間に係る給与振込額は確認できるものの、給与明細書が提出された期間の保険料控除額を検証しても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料控除額に比較して過大又は過小な控除が行われており、当該控除額に規則性は認められない上、当該期間と至近の月が同額の標準報酬月額であったことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間のうち、昭和60年10月から平成7年12月までの期間、8年10月から9年9月までの期間、10年2月から13年3月までの期間及び同年5月から16年2月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和60年10月から平成7年12月までの期間、8年10月から9年9月までの期間、10年2月から13年3月までの期間及び同年5月から16年2月までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5715～5763（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を〈標準報酬額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間（自）〉（別添一覧表参照）から〈申立期間（至）〉（別添一覧表参照）まで

A社B支店で平成元年9月の賃金改定を受け、人事給与システムの自動計算により同年12月に随時改定の判定を行い、同年12月から改定後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険事務所（当時）には当該随時改定の届出の記録が無い。

A社が保管している人事給与システムから出力されたデータにおいて、申立期間について、平成元年12月分の給与から変更後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された人事給与システムに基づく保険加入履歴データの一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額〈標準報酬額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る随時改定の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該随時改定後の標準報酬月額に基づく保険

料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件49件（別添一覧表参照）

## 別紙 厚生年金あっせん一覧表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期間)		標準報酬額
						自	至	
5715			男	昭和40年生		平成元年12月1日	2年10月1日	24万 円
5716			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	18万 円
5717			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	16万 円
5718			男	昭和42年生		平成元年12月1日	2年9月1日	17万 円
5719			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	17万 円
5720			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	20万 円
5721			男	昭和40年生		平成元年12月1日	2年9月1日	20万 円
5722			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	26万 円
5723			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	16万 円
5724			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	16万 円
5725			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	28万 円
5726			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	19万 円
5727			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	28万 円
5728			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年9月1日	17万 円
5729			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	18万 円
5730			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	15万 円
5731			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	19万 円
5732			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	22万 円
5733			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	18万 円
5734			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	16万 円
5735			女	昭和44年生		平成元年12月1日	2年9月1日	18万 円
5736			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	18万 円
5737			男	昭和47年生		平成元年12月1日	2年10月1日	15万 円
5738			男	昭和39年生		平成元年12月1日	2年10月1日	24万 円
5739			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年9月1日	18万 円
5740			男	昭和40年生		平成元年12月1日	2年9月1日	20万 円
5741			男	昭和38年生		平成元年12月1日	2年9月1日	22万 円
5742			男	昭和40年生		平成元年12月1日	2年10月1日	24万 円
5743			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	16万 円
5744			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	18万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間 (納付記録の訂正が必要な期間)		標準報酬額
						自	至	
5745			女	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	17万 円
5746			男	昭和40年生		平成元年12月1日	2年9月1日	22万 円
5747			男	昭和43年生		平成元年12月1日	2年9月1日	15万 円
5748			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年9月1日	18万 円
5749			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	26万 円
5750			男	昭和39年生		平成元年12月1日	2年8月1日	22万 円
5751			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	26万 円
5752			女	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	17万 円
5753			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	16万 円
5754			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	24万 円
5755			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	17万 円
5756			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年9月1日	19万 円
5757			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	20万 円
5758			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年10月1日	20万 円
5759			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	15万 円
5760			男	昭和47年生		平成元年12月1日	2年10月1日	16万 円
5761			男	昭和45年生		平成元年12月1日	2年9月1日	17万 円
5762			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	15万 円
5763			男	昭和46年生		平成元年12月1日	2年10月1日	20万 円



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月2日から33年12月20日まで

私は、平成4年に社会保険事務所（当時）で申立期間については、脱退手当金をもらった記録になっていると言われたが、何も手続をしておらず、また、何ももらっていないので、調査して、年金給付の計算とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和35年1月19日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間（74か月、7か月、8か月）を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月26日から45年5月9日まで  
② 昭和45年5月9日から46年8月1日まで  
③ 昭和46年8月17日から同年12月1日まで  
④ 昭和46年12月1日から47年11月28日まで  
⑤ 昭和48年1月6日から同年2月1日まで  
⑥ 昭和48年2月1日から同年10月25日まで  
⑦ 昭和48年11月12日から49年7月28日まで

脱退手当金を支給された記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間の最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない8か月であるとともに、健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている申立人の被保険者資格喪失日（昭和49年7月28日）の前後2年以内に資格喪失した女性5人（いずれも脱退手当金の受給資格者）のうち、脱退手当金の支給記録がある者は皆無であること及び支給決定が厚生年金被保険者資格喪失日の約1年後であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前に勤務したA社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「A社には託児所があり、私も利用させてもらったので、同社のことはよく覚えている。」と述べており、申立人が申立期間①の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月4日から39年3月31日まで  
確認はがきにより、A社に係る脱退手当金を受領したことになることを初めて知った。  
しかし、脱退手当金を請求したことは無く、受給した覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前10ページ及び後10ページに記載されている女性66人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年3月31日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性9人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外に支給記録がある者は2人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「B社は、中学卒業と同時に、最初に勤務した事業所であり忘れるはずがない。」と述べており、申立人が申立期間の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から43年8月1日まで  
申立期間について、退職約3年後に脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年後の昭和46年7月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務した2社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、当該2社のうち、最初に勤務したB社は、夜間高校に通いながら住み込みで働いた会社であり、その後勤務したC社は、それまでの住み込みからアパートに引っ越して勤めた会社であることから、申立人は、当時のことを明確に記憶しており、当該2社における勤務期間を失念するとは考え難い。

さらに、健康保険厚生年金被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和43年1月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人は、脱退手当金の支給を受けたとされる前に国民年金に任意加入して保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月23日から41年3月30日まで

平成19年頃、自分の年金記録を確認した時に脱退手当金支給済みとなっていたが、受け取った覚えも無いし、A社を退社して5年も経過した後に支払されたことも疑問に思っていた。今回確認はがきが届いたのを機に申立てをするので、調査の上申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年後の昭和46年3月19日に支給決定されたこととなっているほか、申立人が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の前後40人の女性を調査したところ、受給資格者35人中支給記録がある者は3人と少なく、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、A社の退職日と支給決定日（同社の退職日から約5年経過）の間に含まれる申立期間後のB社の被保険者期間（昭和43年6月から44年12月まで）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が支給決定日以前の2回の被保険者期間のうち、A社の申立期間のみを請求し、支給決定日より近いB社の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から33年12月18日まで  
② 昭和34年2月1日から35年1月1日まで  
③ 昭和35年4月17日から同年6月30日まで

私は、申立期間①、②及び③について、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和36年10月10日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②と申立期間③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前に勤務したA社B支店における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、同社は、申立人が中学校を卒業して最初に勤務した会社である上、それまで住んでいたC県を離れ集団就職の一人としてD県で勤めた会社であることから、申立人は当時のことを明確に記憶しており、同社における勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月及び同年10月

何度も転職をしていたが、その都度、区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所から送付されてきた納付書に応じて金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間についても、会社を退職（平成11年9月）した後、母親が加入手続を行い、保険料を納付した。今まで督促を受けたことはなく、納付書の納付期限を守って納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、「申立期間の国民年金の加入手続は、会社を退職した後の平成11年9月下旬頃に行い、保険料は12年4月頃に納付したと思う。申立期間について加入勧奨や保険料納付の督促は無かった。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が会社を退職した翌日の平成11年9月2日を加入勧奨発生年月日として、12年5月22日に国民年金加入勧奨の対象者とされていることが確認できることから、申立人は加入勧奨を受けていたこととなる上、少なくともこの加入勧奨対象者とされた時点において、申立期間は国民年金に未加入であったこととなり、申立人が会社を退職した後の11年9月頃に、母親が加入手続を行い、12年4月頃に保険料を納付したとは考え難い。

また、申立期間後の平成12年9月以降の保険料が13年2月20日に納付されていることから、母親が申立人の申立期間に係る国民年金加入手続を行ったのは、上記申立人が加入勧奨対象者とされた12年5月22日から13年2月20日までの間であるとみられる。この場合、日本年金機構A事務センターでは、「通常、申立期間を含む平成11年9月から12年3月までの期間については、

まず資格取得処理時に一括の過年度納付書を自動作成していたと思われる。その後納付が無かった場合には、分割して納付書を作成した可能性がある。」と回答しているところ、オンライン記録によると、11年11月から12年3月までの期間の保険料が2か月あるいは1か月ごとに過年度納付されていることから、申立期間についても保険料の納付督促（複数回の納付書の作成。）があったものと考えられ、申立人及びその母親の記憶とは相違する。

さらに、申立期間直後の平成11年11月及び同年12月の保険料が、時効間際の13年12月20日に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間については、時効により保険料を納付できなかった可能性がうかがわれる。

加えて、この時期になると年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月から15年3月まで

申立期間当時は学生で、自宅に学生納付特例申請書が送付されてきた。国民年金保険料の納付が困難であったため、母親がその学生納付特例申請書を学生証の写しと一緒に返送した。母親は、具体的な送付時期は失念したが、私も妹も20歳からきちんと学生納付特例申請を行っているはずだと言っているため、申立期間が学生納付特例期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の学生納付特例の申請手続に直接関与しておらず、当該申請手続を行ったとする母親は、その申請時期については明確に覚えていないとしている。

また、申立期間当時の学生納付特例制度では、国民年金保険料の納付猶予は、申請した月の前月からとされていたところ、オンライン記録によると、申立人の学生納付特例申請書が初めて提出されたのは平成15年5月26日であり、申請月の前月である同年4月から16年3月までの期間が承認されていることが確認できることから、その事務処理に不自然さは無く、当該申請以前に学生納付特例申請書が提出された形跡は見当たらない。

さらに、母親は、申立人の妹は20歳から学生納付特例期間とされていることから、申立人についても、20歳から申請を行っていると思うとしているところ、妹は20歳から学生納付特例期間とされていることが確認できるものの、妹が20歳に到達したのは、申立期間後の平成16年\*月であり、申立人の申立期間に係る申請時期とは重ならないほか、学生納付特例申請書は、被保険者ごとに毎年提出する必要があることから、妹が20歳から学生納付特例期間とされていることをもって、申立人も20歳から学生納付特例申請を行っていたと

推認することまではできない。

加えて、母親が申立期間に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月

申立期間の国民年金保険料はA市役所で納付したはずであるので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が平成12年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間であるところ、申立人は、この間の国民年金加入手続を行った明確な記憶は無く、保険料の納付時期、納付方法、納付金額等についての具体的な記憶も無いことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、オンライン記録及びA市の記録のいずれにおいても、申立人は、平成10年3月23日に国民年金被保険者資格を喪失した後、再度、国民年金被保険者資格を取得したのは、14年12月21日とされていることが確認できることから、申立期間については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録において、申立人は平成12年9月に申立期間に係る国民年金加入勧奨の対象者とされていることから、申立人は少なくとも同年9月において未加入であることも確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から49年3月まで

私たち夫婦は、夫がA市B区役所C出張所で婚姻(昭和48年10月)届を提出した際に担当者から国民年金の加入手続をするように言われ、私の分と一緒に加入手続を行った。その際、担当者から「今なら20歳まで遡って払うことができる。」と言われ、未納分の国民年金保険料額を計算したメモ用紙をくれた。その後、夫が夫婦二人分の未納分の保険料を同出張所か集金人にまとめて納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は、申立期間の保険料の納付方法、納付時期、納付場所及び納付金額についてはよく覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において夫婦連番で払い出され、夫婦共に20歳到達日に遡って資格取得したとされており、申立人の資格取得日は、昭和44年\*月\*日(平成18年10月18日に厚生年金保険被保険者期間が判明したことにより、昭和48年8月11日に訂正されている。)、夫の資格取得日は、44年\*月\*日とされている。同市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人夫婦の資格取得日は、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の資格取得日と一致している上、同名簿の受付年月日及び受付書類名欄にはいずれも「52.2.17 取得」と記載されていることから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、52年2月17日に行われたものと

みられる。夫は、婚姻届を提出した48年10月頃に夫婦一緒に加入手続を行い、その際に20歳まで遡って保険料を納付できると言われたとしているところ、申立期間の保険料をまとめて納付する場合、特例納付、過年度納付及び現年度納付を利用して納付しなければならないが、夫が加入手続を行ったと主張する時期は特例納付実施期間中ではなく、前述の申立人夫婦の加入手続時期も特例納付実施期間中ではないことから、申立期間の保険料を、特例納付を利用してまとめて納付することはできない上、申立人夫婦の加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人夫婦の納付記録を見ると、申立人夫婦の加入手続時期直後の昭和52年2月23日に昭和49年度及び50年度の保険料がまとめて過年度納付されていることが確認できることから、夫が加入手続後にまとめて保険料を納付したとする記憶は、この期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から49年3月まで

私たち夫婦は、私がA市B区役所C出張所で婚姻(昭和48年10月)届を提出した際に担当者から国民年金の加入手続をするように言われ、妻の分と一緒に加入手続を行った。その際、担当者から「今なら20歳まで遡って払うことができる。」と言われ、未納分の国民年金保険料額を計算したメモ用紙をくれた。その後、私が夫婦二人分の未納分の保険料を同出張所か集金人にまとめて納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届を提出した昭和48年10月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、加入手続後、20歳までの分を遡ってまとめて納付したとしているところ、申立人は、保険料の納付方法、納付時期、納付場所及び納付金額についてはよく覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において夫婦連番で払い出され、夫婦共に20歳到達日に遡って資格取得したとされており、申立人の資格取得日は、昭和44年\*月\*日、妻の資格取得日は、44年\*月\*日(平成18年10月18日に厚生年金保険被保険者期間が判明したことにより、昭和48年8月11日に訂正されている。)とされている。同市の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人夫婦の資格取得日は、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の資格取得日と一致している上、同名簿の受付年月日及び受付書類名欄にはいずれも「52. 2. 17 取得」と記載されているこ

とから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、52年2月17日に行われたものとみられる。申立人は、婚姻届を提出した48年10月頃に夫婦一緒に加入手続を行い、その際に20歳まで遡って保険料を納付できると言われたとしているところ、申立期間の保険料をまとめて納付する場合、特例納付、過年度納付及び現年度納付を利用して納付しなければならないが、申立人が加入手続を行ったと主張する時期は特例納付実施期間中ではなく、前述の申立人夫婦の加入手続時期も特例納付実施期間中ではないことから、申立期間の保険料を、特例納付を利用してまとめて納付することはできない上、申立人夫婦の加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人夫婦の納付記録を見ると、申立人夫婦の加入手続時期直後の昭和52年2月23日に昭和49年度及び50年度の保険料がまとめて過年度納付されていることが確認できることから、申立人が加入手続後にまとめて保険料を納付したとする記憶は、この期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年8月まで

私は、婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、その後、婚姻期間中は専業主婦で勤めにも出ておらず、国民年金以外の公的年金に加入した覚えも無いため、国民年金保険料を継続して納付していたはずである。婚姻期間中であった申立期間については保険料を納付書で納付していたはずなので、未加入で未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を継続して納付していたと主張しているところ、国民年金手帳払出控及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の55年10月に払い出されており、申立人は20歳に到達した53年\*月\*日に遡って強制加入被保険者として被保険者資格を取得するとともに、55年4月からの保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者台帳を見ると、オンライン記録同様、申立人は、元夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和56年6月25日に、被保険者資格を強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別変更された後、57年1月19日に同資格を喪失したとされており、申立人が再び国民年金被保険者資格を取得したのは、離婚した58年9月\*日とされていることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入となり保険料を納付することはできなかつたとみられる。

また、A市の国民年金口座振替対象者一覧表(除去分)を見ると、申立人は、昭和56年10月から口座振替を開始したが、57年1月19日に国民年金被保険者資格を喪失したことを理由に56年12月までで口座振替が終了していること



が確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿においても、申立人が申立期間の保険料を納付していた形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年10月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月から17年3月まで

私は、会社退職（平成15年10月）後、国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたが、途中から保険料を納付できない期間が長期になったので、免除申請を行った。免除が承認されなかった期間の保険料は、送付されてきた納付書により納付した。申立期間の保険料は、免除申請が認められなかった後に、毎月、コンビニエンスストアで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、送付されてきた納付書により、毎月、コンビニエンスストアで納付したとしているところ、申立人は、保険料を納付したとするコンビニエンスストア名、場所、保険料の納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとしており、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料納付時期はよく覚えていないが、免除申請が却下された後に納付した覚えがあるとしているところ、オンライン記録の免除却下記録を見ると、「申請年月日 平 19. 7. 6 却下始期-却下終期 平 19. 7-平 20. 6 処理年月日 平 19. 8. 20」と記録されている。このことから、申立人は、平成19年7月6日に同年7月から20年6月までの期間について免除申請したが、19年8月20日に当該免除申請が却下されたものとみられ、この免除申請が却下された時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、加入手続後、保険料を納付してきたが、途中から保険料

を納付できない期間が長期になったとしているところ、オンライン記録の納付記録を見ると、申立期間直前の平成16年4月から同年9月までの保険料は同年5月20日に現年度納付され、申立期間直後の17年4月から同年6月までの保険料は時効間際の19年5月23日に過年度納付されていること、及びオンライン記録の納付督促事蹟欄を見ると、17年6月、18年3月、同年6月及び同年8月に直接申立人に対して保険料の納付督促が行われていることが確認できることから、この納付督促の対象期間は、現年度納付された期間直後の申立期間を含む16年10月から17年6月までの期間と推認され、申立人は、この納付督促対象期間の保険料を19年5月23日にまとめて納付しようとしたものの、申立期間については既に時効が成立していたため保険料を納付することはできなかったとも考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

母親から、私が20歳になった頃、A市B区役所で私の国民年金加入手続を行い、私が婚姻するまでの間、毎年、免除申請を行っていたと聞いていた。申立期間が申請免除とされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び免除申請手続に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続時期及び免除申請手続時期については覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び申立期間の免除申請手続状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月頃にA市B区で払い出されており、同市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得欄には「年月日 1・\*・\* 種別 1」と、受付記録欄には「受付年月日 3・5・13 受付書類名 取得・免除申請」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、同年5月13日に行われ、その際に、資格取得日を遡って元年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理と併せて平成3年度の免除申請手続が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入であったものとみられる上、申立期間当時、申請免除に係る承認は、申請日の属する月の前月からとされていることから、制度上、遡って前年度である申立期間の保険料を免除申請することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料(日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から60年12月まで

私は短大卒業（昭和57年3月）後、時期は覚えていないが、A市B区C支所から、「国民年金保険料を20歳から遡って支払ってください。」という電話があり、数日後に両親と一緒に同支所に行き、両親が私の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったことを覚えている。私は、詳細は思い出せないが、母親から、「加入手続の際に、電話で聞いた請求額の25万円ぐらいを男性職員に一括納付した覚えがある。」と聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親のうち父親は既に死亡していることから、母親に聴取したところ、A市B区C支所で申立人の加入手続を行い、その際に担当職員に申立期間の保険料25万円ぐらいを一括納付したとしている。このことから母親は申立人の加入手続の際に申立期間の保険料を同市の担当窓口で過年度納付したとする主張と思われるが、i) 母親は、申立人の加入手続時期、加入手続後に交付される国民年金手帳の受領の有無及び申立期間のうち納付したとする期間の終期は覚えていないとしていること、ii) 同市では、過年度保険料は取り扱っていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年3月29日にD市で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、そ

の際に、資格取得日を遡って56年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得及び資格喪失欄の1段目に「取得日 56・\*・\* 新再 1 区分 1 届日 63・3・14 喪失日 62・11・22 理由 07 届日 63・3・14」、2段目に「取得日 62・11・22 新再 2 区分 A 届日 63・3・14」と記載されていること、及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄の1段目には「被保険者となった日:昭和56年\*月\*日 被保険者でなくなった日:昭和62年11月22日」、2段目には「被保険者となった日:昭和62年11月22日」と記載され、いずれも同市のゴム印が押されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から54年3月まで

会社退職後の昭和47年6月頃、A市B区役所で母親が私の国民年金加入手続を行った。私の国民年金保険料は、結婚式(49年3月)を挙げる前までは母親が納付し、結婚式後は、妻が自分の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、申立期間のうち結婚式(昭和49年3月)前の期間の保険料を納付したとする母親は既に死亡しているほか、申立期間のうち結婚式後の期間の保険料を納付したとする妻は、当該期間の保険料の納付方法、納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月11日にA市B区で払い出されていることから、その頃に申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って47年6月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、母親及び妻が申立人の保険料を納付することはできなかったものとみられる。申立人の加入手続が行われたとみられる時期は、第3回特例納付実施期間(53年7月から55年6月まで)中であることから、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付を利用して納付することは可能であったものの、結婚式後の申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立人の保険料を遡ってまとめて納付したか覚えていないとしている。



さらに、オンライン記録及びA市の申立人の国民年金情報検索システム共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親及び妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月17日から42年2月21日まで  
② 昭和42年3月27日から45年6月30日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないこととなっている。しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年8月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から同年11月まで

申立期間の標準報酬月額について、当時支給されていた給与額（16万円程度）より低い額で記録されていると思う。調査の上、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された稟議書により、申立人は、平成6年1月1日付けで、それまでの正職員からパートに雇用形態が変更されたことが確認できる。

また、A社は、「申立人の身分変更に伴って固定的賃金が引き下げられたため、平成6年2月から同年4月までの3か月間の給与額の平均により、同年5月からの標準報酬月額を引き下げたものと思う。また、申立人は、同年8月1日付けで、再度正職員になったため、同様の手続を経て、同年12月からの標準報酬月額を引き上げたものと思う。」と回答している。

さらに、当該稟議書によると、申立人の時間給は750円と記載されていることが確認できる。申立期間当時の申立人の勤務日数及び1日当たりの勤務時間数は不明であるが、当時の正社員の所定労働日数を22日、所定労働時間を8時間と仮定し、申立人が、その4分の3に相当する勤務をしたものとして試算した給与額は、7万4,250円となり、当該給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（平成6年5月から同年10月までは8万円、同年11月は9万2,000円）とおおむね一致する。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5771

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年2月1日まで

私は、日本年金機構から手紙をもらい、A社の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、平成7年11月から9年1月までの標準報酬月額が59万円から41万円に変更となっていることを知った。給与明細書等の資料は無いが、申立期間の標準報酬月額に納得できないので、審議の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成9年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年2月19日付けで、59万円から41万円に減額訂正されている。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、同社の設立時から申立期間及び当該減額訂正処理当時を含めて解散（平成14年職権）時まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該減額訂正処理が行われる前に辞任している同僚役員は、「A社の責任者は申立人であり、自分は、辞めた後の社会保険の手続きに関して知らない。」と証言している上、A社が適用事業所ではなくなったときに被保険者であった複数の者は、「申立人は、会長としてA社の解散時まで経営に関与していたと思う。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役かつ事業主として当該減額訂正処理に係る同社の意思決定に一定の責任を有していたものと考えられるとともに、社会保険事務所（当時）が、事業主であった

申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与もなしに、無断で申立人を含む9人に及ぶ標準報酬月額の変更訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月13日から同年9月1日まで  
② 昭和34年2月1日から同年12月1日まで  
③ 昭和34年12月21日から43年5月21日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書、同支給決定伺及び厚生年金保険被保険者記録(回答)によれば、i) 同裁定請求書は昭和43年10月31日にA社会保険事務所(当時)において受け付けられたこと、ii) 同年11月8日に、上記社会保険事務所から社会保険庁(当時)に被保険者記録が照会されたこと、iii) 同年12月16日に同庁から照会に対する回答を受理したこと、iv) 同年12月27日に隔地払いされたこと(オンライン記録の支給決定日と一致)が確認できること、v) 同裁定請求書に記載された申立人の住所は、申立人が当時住んでいたとする住所と一致しており、続けて申立人の父の氏名「B氏方」と記載されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金請求書受付日から約2か月後の昭和43年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5773

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から36年5月25日まで  
② 昭和36年10月6日から37年8月1日まで

私は、A社及びB社において脱退手当金を支給されたことになっているが、長男出産のためA社を退職し、出産後は育児に専念しており、脱退手当金をもらった記憶が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年12月25日に支給決定されているほか、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されている上、申立人も当該事業所での勤務（5か月）について、「もう少しで正社員になれる時に辞めた。パートだったのではないか。」と述べており、厚生年金保険の被保険者であった自覚が薄く、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から36年11月20日まで  
年金記録では、A社での被保険者期間は、昭和37年3月28日に脱退手当金を支給されたことになっているが、私は、脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えも無い上、脱退手当金が支給されたとする時期は、同社勤務時の住所ではなく、B県に住んでいたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年11月の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした18人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に支給記録があり、そのうち14人が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、申立期間当時、同社で社会保険事務を担当していた同僚は、「脱退手当金の請求手続は、退職する者に代わり、事業所が行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年3月28日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案5775

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月21日から33年6月27日まで  
② 昭和34年7月21日から同年11月17日まで

私は、A社の脱退手当金は受給した覚えはあるが、B社及びC社での脱退手当金は受給した覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、当該支給額に計算上の誤りは無く、このほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人が受給を認めている期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票並びに申立期間のうちのB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年7月6日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年3月13日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月1日から38年3月17日まで  
② 昭和38年3月26日から39年11月25日まで  
③ 昭和40年4月5日から43年6月29日まで

日本年金機構から、「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の実家の住所が記載され、昭和43年9月3日にA社を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定何を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年11月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5777（事案752の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月29日から34年7月30日まで

申立期間について脱退手当金を支給している旨の回答をもらったが、受給した記憶が無いので、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、新たな証拠等はないが、前回の結論に納得できない上、テレビで厚生労働省の人が、「厚生年金保険に加入していて記録が分からない人は権利を回復する。」と言っていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和34年11月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人と同時期に退職し、脱退手当金の支給記録がある女性が、「当時は、皆、脱退手当金を一時金として受領することが当たり前だった。」と証言していること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、既に委員会の決定に基づき、平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、テレビで厚生労働省の人が、『厚生年金保険に加入していて記録の分からない人でも記録の回復をす

る。』と言っていたし、私は絶対に受け取っていない。」として、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の資格喪失時の前後2年以内に申立人が勤務していた事業所で資格喪失した者49人のうち、脱退手当金の受給資格者24人の支給記録を調査したところ、21人に支給記録が確認でき、そのうち18人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていること、申立人についても資格喪失の日から約4か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5778

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月25日から39年1月1日まで

日本年金機構から届いた確認通知書を見て、A社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金受給の記録を訂正し、年金額へ反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和39年7月8日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5779

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月2日から33年8月20日まで

私は、日本年金機構から確認はがきを受け取って、昭和33年12月に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳にも昭和33年10月30日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月5日から42年8月16日まで

私は、結婚のため昭和42年8月にA社を退職した。その後約半年間はB地方に住んでいた。日本年金機構から届いたはがきに記載されている脱退手当金の支払日には既にB地方で生活していた。脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、上記脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定何によると、当該請求書は、昭和42年9月4日に受理され、同年10月30日に支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月1日から39年6月2日まで  
② 昭和40年4月14日から同年5月5日まで  
③ 昭和41年2月26日から42年3月21日まで

私は、日本年金機構からのはがきで、脱退手当金を受け取っているとされているが、脱退手当金の手続をした記憶も無く、また、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の元経理担当者は、「当時は、従業員が退職する際に脱退手当金の説明をして代理請求をしていた。」と回答しており、複数の同僚も、「退職する際に、会社の事務担当者から脱退手当金の説明があり、会社に請求手続を依頼した。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。